

第75号

発行日 令和7年1月10日

税務の四季

発行者 新庄地区税務関係団体協議会

協賛 最上地区税務協議会

(新庄税務署・山形県・新庄市・
金山町・最上町・舟形町・真室
川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村)



前森高原の桜

雄大な大自然の中に、凛と咲き誇る桜の姿に、町内外から多くの観光客が訪れております。

新年のごあいさつ



最上地区税務協議会会長
新庄税務署長 高橋 朝弘

令和七年の新春を寿ぎ、謹んでお慶び申し上げます。
昨年七月の記録的大雨により被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

最上地域の皆様には、平素から国・地方公共団体の税務行政の円滑な運営に對しまして、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本誌「税務の四季」は、新庄地区税務関係団体協議会のお力添えにより、年初恒例の発行としており、本号で第75号となりました。

新庄地区税務関係団体協議会及び最上地区税務協議会におきましては、申告納税制度の健全な発展、国税・地方税の円滑な税務運営の実現に向け、本誌を通じて、最上地域の皆様に、身近な税情報を提供しています。

さて、年も改まり、令和六年分所得税、贈与税及び消費税の確定申告の季節となりました。申告手続きの一つである電子申告(e-Tax及びeLTAX)は、操作性が年々向上しており、スマホで申告書を作成・提出・保存できます。申告が必要な方は、ぜひご自宅等からのマイナンバーを利用したe-Tax申告をお願いします。なお、個人事業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書もスマホで作成できます。

一方、確定申告会場では、混雑緩和を目的に、本年も入場整理券方式を導入するほか、原則として、ご自身のスマホにより、ご自身で申告書を作成していただきますので、マイナンバーカードと暗証番号を忘れずにご持参ください。なお、納付に当たっては、たいへん便利な振替納税をはじめとする、各種キャッシュレス納付をご利用ください。結びに当たり、最上地域の皆様が幸多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げます、新年のごあいさつとさせていただきます。

TEL 四三一二一八四

良くないイメージをしていましたが調べていくうちに増税も生きていくうちに大問題な税なんだと学びました。また問題解決説でもと問題解決をするためのとても大切な税であることを初めて知りました。今の日本は増税反対意見の人たちが多いと思います。ですが税の大切さを学ぶことで税への意識が変わるのではないかと思います。これからの日本は少子高齢化が進みよりお互いが支えあう事が必要になってきます。だから大人になったら税と正しく向きあい、税の大切さを忘れないでいきたいです。

税理士による無料相談

とき 令和7年2月7日(金)・15日(土)

午前9時30分～正午まで

ところ ゆめりあ2階会議室



今年もまた「確定申告」の時期が近づいてまいりました。

東北税理士会新庄支部では、小規模事業者の方や還付申告をされる方々を対象にして「税の無料相談」を実施いたします。

※多くの方々にご利用いただくために、ご来場にあたっては、次の事項に留意してください。

- 1 各種金額の計算のための資料は、集計のうえお持ちください。
- 2 前年も申告している方は、前年の申告書の控えなどもお持ちください。
- 3 事業者については、所得金額3百万円以下の方、消費税については、前々年分の課税売上が3千万円以下の方とします。
- 4 譲渡所得、贈与税、相続税についての相談は行いません。
- 5 事業所得、不動産所得等を生ずる全ての方が記帳、帳簿保存の義務があります。この際にご相談ください。
- 6 申告書の記入については、原則、ご本人にさせていただきます。
- 7 会場では、作成済みの申告書はお預かりいたしかねますので、ご自身で提出してください。

※会場内は新型コロナウイルスの感染予防対策を行っています。ご協力ください。
 なお、感染拡大の影響で相談会場「ゆめりあ」の使用ができなくなった場合は、中止とさせていただきます。

問い合わせは、下記の税理士へ……

(東北税理士会新庄支部会員)

天 口 成 美 新庄市五日町三〇八五―三三二〇 Tel. 〇八〇―八二一五―〇三八七	税理士法人プロゲート 新庄市鉄砲町九一―七 Tel. 二二―八二二―	税理士法人ピアツピ新庄事務所 新庄市城西町七一 Tel. 二二―三三九一―〇	菅 新庄市松町九一―二 Tel. 三二―一四三―五	坂 川 達 志 新庄市鉄砲町九一―七 Tel. 二二―八二二―	高 山 孝 治 新庄市常葉町二一三六ラオレヤキ二〇三 Tel. 二九―三九〇―	門 脇 茂 新庄市松町二二―一〇 Tel. 二二―三二四―三	早 坂 吉 孝 新庄市城西町七一 Tel. 二二―三三九一―〇	佐 藤 隆 眞 新庄市若葉町二四―一 Tel. 二二―五〇五―〇
---	--	--	---------------------------------	--	--	--	--	---

- 税務書類の作成・相談は正規の税理士へ!!
- 税理士業務は、有償・無償を問わず税理士でなければ行うことは出来ません。